

わかばえん していしゅうろうけいぞくしえん がた
若葉園 (指定就労継続支援B型)

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名	社会福祉法人 恵泉会
所 在 地	宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
電 話 番 号	0220-22-1160
代 表 者 氏 名	理事長 松坂勝司
設 立 年 月 日	昭和48年 5月21日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所
事業所の名称 (事業所番号)	若葉園 事業所番号 0411200058
事業所の所在地	宮城県登米市東和町米川字西綱木23-16
連絡先	電話番号 0220-45-2223 ファックス 0220-45-2293
管理者	若葉園 管理者
サービスの実施地域	登米市
対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
定員	34名
開設年月日	平成21年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

もく的	もくでき うんえいほうしん 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	かんけいほううれい じゅんしゆ たしやかいしげん れんけい はか てきせい 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正、かつ、きめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて建物	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
	敷地面積	4,564.53 m ²
	延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
訓練・作業室	3棟	若葉園内作業棟他 (施設外での作業あり)
相談室	2室	32.12 m ²
洗面設備	有	施設内及び園外作業棟
トイレ	有	施設内及び園外作業棟

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	指定基準
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	1人以上	1人以上
目標工賃達成指導員	必要数	必要数
職業指導員	必要数	前年度の平均利用者数より算定
生活支援員	必要数	(各1人以上は常勤)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
職業指導員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
生活支援員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)

(2) 営業日と営業時間
 営業日：原則として月曜日～金曜日
 (国民の祝日及び冬季休暇 12月29日～1月3日の間は休業)
 * 上記は状況に応じ()の日においてもサービス提供の場合がある。
 営業時間：8:30～17:15まで
 * 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	契約者及びその家族が希望する生活や契約者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 生産加工（部品組立・公園管理・花卉の栽培など） ② グリーン工房（パン製造・販売など） <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している契約者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費

しゃかいせいいかつじよう 社会生活上の 便宜の供与等	にちじょうせいかつ ひつよう ぎようせいき かんとう てつづ とう 日常生活に必要な行政機関等への手続き等に ついて、契約者または家族が行うことが困難な 場合、契約者の同意を得て代行します。	じつび 実費
た その他	ていきよう きろくとう たい サービス提供記録等のコピー代	まい 1枚 10円

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。

①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8:30~17:15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で他の事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所		
医院長名	木村 康一		
所在地	登米市東和町米川字町下59-1		
電話番号	0220-45-2301	内科	入院設備
診療科	なし	なし	無

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者 管理者 ご利用時間 8:30~17:15 電話番号 0220-45-2223 FAX 0220-45-2293 担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 電話番号：022-716-9674 FAX：022-716-9298

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 消火器 有 手動ベル 有
消防計画	消防署への届出日：令和〇年〇月 防火管理者

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の場所で喫煙してください。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきましす。自己管理のできない契約者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

13. 第三者委員の設置について

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から
本事業所に対するご意見・評価などもいただいています。本事業所への苦情や
意見は第三者委員に相談することもできます。

氏名	連絡先
まつ 松村 正	**** - ** - ****
さ 佐藤 健美	**** - ** - ****
ち 千葉 ますみ	**** - ** - ****

14. 第三者による評価の実施状況

実施の有無
なし

れいわ
令和
ねん
年
がつ
月
にち
日

し て い し よ う が い し や ふく し
指 定 障 害 者 福 祉 サ ビ ス 就 労 継 続 支 援 (B 型) 若 葉 園 の 提 供 及 び 利 用 の 開 始
さい ほんしょめん もと じゅうよう じこう せつめい おこな
に 際 し、 本 書 面 に 基 づ き 重 要 事 項 の 説 明 を 行 い ま し た。

じ ぎ よ う し ょ めい わか ば えん
事 業 所 名 : 若 葉 園

せつめいしやしょくめい
説明者 職名 : _____
し めい
氏名 _____

じ ぎ よ う し や しゃ
事 業 者
所在地
みや ぎ けん と め し は さ ま ち よ う さ ぬ ま あ ざ え あ い さ ン ち ゆ う め
宮 城 県 登 米 市 迫 町 佐 沼 字 江 合 三 丁 目 1 6 - 2

めい し ょ う
名 称
し や か い ふ く し ほ う じ ん け い せ ん か い
社会 福祉 法人 恵 泉 会

だい ひ よ う し や
代 表 者
り ジ ち ょ う
理 事 長
ま つ ざ か かつ し
松 坂 勝 司 印

わ た し ほ ん し ょ め ん も と
私 は、 本 書 面 に 基 づ いて 事 業 者 か ら 指 定 障 害 福 祉 サ ビ ス 若 葉 園 の 提 供 及
り よ う
び 利 用 に つ い て 重 要 事 項 の 説 明 を 受 け、 同 意 し ま し た。

け い や く し や じ ゆ う し ょ
契 約 者 住 所 : _____

し 氏
めい
名 : _____
印 _____

だい り に ん じ ゆ う し ょ
代 理 人 住 所 : _____

し 氏
めい
名 : _____
印 _____

つ づ き
続
がら
柄 : _____

わかばえん していしゆうろういこうしえん 若葉園（指定就労移行支援）

じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

あなたに対する就労移行支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名	称	しゃかいふくしほうじんけいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
所 在 地		みやぎけんとめしはさまちようさぬまあざえあい ちょうめ 宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
電 話 番 号		0220-22-1160
代 表 者 氏 名		りじちょうまつさかかつし 理事長 松坂勝司
設 立 年 月 日		昭和48年 5月21日

2. 利用事業所

事業所の種類	していしゆうろういこうしえんじきょうしょ 指定就労移行支援事業所 へいせい 平成21年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	わかばえん 若葉園 じきょうしょばんごう 事業所番号 0411200058
事業所の所在地	みやぎけんとめしとうわちようよねかわあさにしつなぎ 宮城県登米市東和町米川字西綱木23-16
連絡先	でんわばんごう 電話番号 0220-45-2223
	ファックス 0220-45-2293
管理者	わかばえん かんりしゃ 若葉園 管理者
サービスの実施地域	登米市
対象者	ちできしようがいしや せいしんしようがいしや しんたいしようがいしや なんびようとうかんじや 知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
定員	めい 6名
開設年月日	平成21年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

もく的	もくでき うんえいほうしん 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	かんけいほうれい じゅんしゆ 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正、かつ、きめの細かな就労移行支援のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて建物	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
	敷地面積	4,564.53 m ²
	延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
訓練・作業室	3 棟	若葉園内作業棟他 (施設外での作業あり)
相談室	1 室	26.00 m ²
洗面設備	有	施設内及び園外作業棟
トイレ	有	施設内及び園外作業棟

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	指定基準
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	1人以上	1人以上
就労支援員	必要数	前年度の平均利用者数より算定
職業指導員	必要数	前年度の平均利用者数より算定
生活支援員	必要数	(各1人以上は常勤)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
就労支援員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
職業指導員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
生活支援員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)

(2) 営業日と営業時間
 営業日：原則として月曜日～金曜日
 (国民の祝日及び冬季休暇 12月29日～1月3日の間は休業)
 * 上記は状況に応じ()の日においてもサービス提供の場合がある。
 営業時間：8：30～17：15まで
 * 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	契約者及びその家族が希望する生活や契約者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 施設内におけるパン製造 ② 事業所外での職場実習など <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している契約者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費

しゃかいせいいかつじよう 社会生活上の 便宜の供与等	にちじょうせいかつ ひつよう ぎようせいき かんとう てつづ とう 日常生活に必要な行政機関等への手続き等に ついて、契約者または家族が行うことが困難な 場合、契約者の同意を得て代行します。	じつび 実費
た その他	ていきよう きろくとう たい サービス提供記録等のコピー代	まい 1枚 10円

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金
訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金
上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法
前記(1)(2)の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の方法でお支払い下さい。
①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8:30~17:15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で他の事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は契約者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所		
医院長名	木村 康一		
所在地	登米市東和町米川字町下59-1		
電話番号	0220-45-2301		
診療科	内科	入院設備	なし

10. 要望・苦情等申立及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者 管理者 ご利用時間 8:30~17:15 電話番号 0220-45-2223 FAX 0220-45-2293 担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 電話番号：022-716-9674 FAX：022-716-9298

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 消火器 有 手動ベル 有
消防計画	消防署への届出日：令和〇年〇月 防火管理者

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	所定の場所で喫煙してください。
貴重品の管理	貴重品は、契約者の責任において管理していただきましす。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

13. 第三者委員の設置について

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から
本事業所に対するご意見・評価などもいただいています。本事業所への苦情や
意見は第三者委員に相談することもできます。

氏名	連絡先
まつ 松村 正	***** - ** - *****
さ 佐藤 健美	***** - ** - *****
ち 千葉 ますみ	***** - ** - *****

14. 第三者による評価の実施状況

実施の有無
なし

れいわ
令和
ねん
年
がつ
月
にち
日

し て い し よ う が い し や ふく し
指 定 障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 就 労 移 行 支 援 若 葉 園 の 提 供 及 び 利 用 の 開 始 に 際 し、
ほんしょめん もと じゅうよう じ こう せつめい おこな
本 書 面 に 基 づ き 重 要 事 項 の 説 明 を 行 い ま し た。

じ ぎ よ う し ょ めい わ か ば え ん
事 業 所 名 : 若 葉 園

せつめい し や し ょ めい
説 明 者 職 名 : _____
し めい
氏 名 : _____

じ ぎ よ う し や
事 業 者
所在地
みや ぎ けん と め
宮 城 県 登 米 市 迫 町 佐 沼 字 江 合 三 丁 目 1 6 - 2

めい し ょう
名 称
し や か い ふく し ほ う じ ん
社会 福祉 法人 恵 泉 会

だいひ よう し や
代 表 者
り じ ち ょう
理 事 長
まつ ざか かつ し
松 坂 勝 司 印

わたし ほんしょめん もと じ ぎ よ う し や
我 是 、 本 書 面 に 基 づ いて 事 業 者 から 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 就 労 移 行 支 援
わか ば え ん てい き よ う お よ り よう
若 葉 園 の 提 供 及 び 利 用 に つ い て 重 要 事 項 の 説 明 を 受 け、 同 意 し ま し た。

けい やく し や じ ゆ う し ょ
契 約 者 住 所 : _____

し 氏
めい
名 : _____
印

だい り にんじ ゆ う し ょ
代 理 人 住 所 : _____

し 氏
めい
名 : _____
印

つづき
続
がら
柄 : _____

わかばえん
若葉園（指定就労定着支援）

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

あなたに対する就労定着支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名	称	社会福祉法人 惠泉会
所	在	地
電	話	番
代	表	者
設	立	年
月	日	昭和48年 5月21日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定就労定着支援事業所
事業所の名称	平成30年10月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	わかはえん 若葉園 事業所番号 0411200058
事業所の所在地	みやぎけんとめしどうわちようよねかわあざにしづなぎ 宮城県登米市東和町米川字西綱木23-16
連絡先	電話番号 0220-45-2223 ファックス 0220-45-2293
管理者	わかばえん かんりしゃ 若葉園 管理者
サービスの実施地域	とめし 登米市
対象者	ちてきしうがいしや せいしんしうがいしや しんたいしうがいしや なんびようとうかんじや 知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病等患者
開設年月日	平成21年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

もく	てき	かんけいほうれい 関係法令の理念に則り、通常の事業所に雇用された契約者に対 して規程の期間にわたり当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会 生活を営む上ででの各般の問題に関する相談等の実施、また、雇用先 の事業主や、障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携 を行い、契約者の職場への定着及び就労の継続を図ることを目的とします。
運営方針	うんえいほうしん	かんけいほうれい 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正、かつ、き めの細かな就労定着支援のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて 建 物	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
	敷地面積	4,564.53 m ²
	延べ床面積	1,245.25 m ²

(2) 主な設備

	内 容	備 考
相談室	1 室	18.00 m ²
洗面設備	有	施設内
トイレ	有	施設内

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	指定基準
管理者	1人	1人
サービス管理責任者	1人以上	1人以上
就労定着支援員	必要数	必要数

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)
就労定着支援員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:15)

(2) 営業日と営業時間

営業日：原則として月曜日～金曜日
 (国民の祝日及び冬季休暇 12月29日～1月3日の間は休業)
 * 上記は状況に応じ()の日においてもサービス提供の場合がある。
 営業時間：8:30～17:15まで
 * 上記は状況に応じ変更となる場合がある。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
対面による相談支援及び助言	月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
雇用先の事業主等、関係機関との連絡調整	月に1回以上、雇用先の事業所の事業主を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
サービス利用中に離職する者への支援	サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する契約者が他の通常の事業所へ就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連携調整その他の便宜の提供を行います。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、契約者または家族が行うことが困難な場合、契約者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等のコピー代	1枚 10円

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金
 上記「6. サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービス内容」
 の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法
 前記(1)(2)の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、20日
 までに以下の方法でお支払い下さい。
 ①当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等
 (1) 事業者は、法令に基づいて契約者の記録及び情報を適切に管理し、契約者
 の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については
 契約の終了後5年間保管します。
 ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8：30～17：15です。

(2) 契約者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。
 但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との
 連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は契約者
 の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関
 契約者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	米川診療所	医院長名	木村 康一
所在地	登米市東和町米川字町下59-1		
電話番号	0220-45-2301		
診療科	内科	入院設備	なし

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口
 (1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 管理者 ・ご利用時間 8：30～17：15 ・電話番号 0220-45-2223 FAX 0220-45-2293 ・担当者が不在の場合は、事業所事務室までお申し出ください。
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 ・電話番号：022-716-9674 ・FAX：022-716-9298

ひじょうさいがいじ　たいさく
11. 非常災害時の対策

ひじょうじ　たいおう 非常時の対応	べつと　さだ　しょうぼうけいかくしょ　たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
へいじ　くんれん 平時の訓練	べつと　さだ　しょうぼうけいかくしょ　のつと　ねん　かい　ひなん　ぼう ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防 さいくんれん　りょうしや　ほう　さんか　じつし 災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつ　び 防災設備	しょうか　き　あり ・消防器　有 しゆどう　あり ・手動ベル　有
しょうぼうけいかく 消防計画	しょうぼううしょ　とどけで　び 消防署への届出日：令和〇年〇月 ぼうか　かんりしや 防火管理者

とうじぎょうしょ　りよう　さい　りゆう　い　じこう
12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび　きぐ　りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない　せつび　きぐ　ほんらい　ようほう　りよう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
きつ　えん 喫　煙	しょてい　ばしょ　きつえん 所定の場所で喫煙してください。
きちようひん　かんり 貴重品の管理	きちようひん　けいやくしや　せきにん　かんり 貴重品は、契約者の責任において管理していただきま じこ　かんり　りょうしや　きちようひん す。自己管理のできない利用者につきましては貴重品 しせつ　も　こ　ねが を施設に持ち込まないようお願いします。
しゅうきょうかつどう　せいじかつどう 宗　教　活　動・政　治　活　動、 えいりかつどう 營　利　活　動	けいやくしや　しそう　しんこう　じゅう　た　けいやくしや　たい 契約者の思想、信仰は自由ですが、他の契約者に対する しゅうきょうかつどう　せいじかつどう　およ　えいりかつどう　えんりょ 本事業所への苦情や い　だいさんしや　い　いん　そ　う　だ　ん 意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしや　い　いん　せつ　ち
13. 第三者委員の設置について

ほんじぎょうしょ　ち　い　き　す　かた　だいさんしや　い　い　ん　せん　に　ん　ち　い　き　じ　ゆ　う　み　ん　た　ち　ば
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から
ほんじぎょうしょ　たい　い　け　ん　ひ　よ　う　か　ほんじぎょうしょ　く　じ　よ　う
本事業所に対するご意見・評価などもいただいている。本事業所への苦情や
　　い　け　ん　だ　い　さん　し　や　い　い　ん　そ　う　だ　ん
意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしや　い　い　ん 第三　者　委　員	し　　めい	れん　らく　さき
	氏　　名	連　絡　先
	まつ　むら　ただし 松　村　正	**** - ** - ****
	さ　とう　たけ　よし 佐　藤　健　美	**** - ** - ****
	ち　ば　ますみ 千　葉　ますみ	**** - ** - ****

だいさんしや　ひ　よ　う　か　じ　つ　し　じ　よ　う　き　よ　う
14. 第三者による評価の実施状況

じ　つ　し　う　む 実施の有無
なし

れいわ
令和
ねん
年
がつ
月
ほん
日

し て い し ょ う が い し や ふく し
指 定 障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 就 労 定 着 支 援 の 提 供 及 び 利 用 の 開 始 に 際 し、 本
しよめん もと じゅうよう じこう せつめい おこな
書 面 に 基 づ き 重 要 事 項 の 説 明 を 行 い ま し た。

じ ぎ よう し ょ めい わか ば えん
事 業 所 名 : 若 葉 園

せつめい し や しょくめい
説 明 者 職 名 : _____ し めい
氏 名 _____ ○ ○ ○ ○

じ ぎ よう し ゃ
事 業 者
し ょ ざ い ち
所 在 地
みや ぎ けん と め し は さ ま ち ょ う さ ぬ あ ざ え あ い さ ン ち ょ う め
宮 城 県 登 米 市 迫 町 佐 沼 字 江 合 三 丁 目 1 6 - 2

めい し ょう
名 称
し や か い ふく し ほ う じ ん け い せ ン か い
社会 福祉 法人 惠 泉 会

だいひ よう し ゃ
代 表 者
り じ ち ょう
理 事 長
まつ ざか かつ し
松 坂 勝 司 印

わたし ほんし ょ めん もと じ ぎ よう し ゃ し て い し ょ う が い ふく し
我 是 本 书 面 に 基 づ いて 事 業 者 从 而 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 就 劳 定 着 支 援
て い き よう お よ り よう じゅう よう じ こ う せ つ めい う ど う い
重 要 事 項 の 説 明 を 受 け、 同 意 し ま し た。

けい やく し や じ ゆ う し ょ
契 約 者 住 所 : _____

し 氏
めい
名 : _____ 印

だい り に ん じ ゆ う し ょ
代 理 人 住 所 : _____

し 氏
めい
名 : _____ 印

つづき
続
がら
柄 : _____